日本認知症官民協議会

令和６年度認知症バリアフリーワーキンググループ

議事録

日時：令和7年2月26日（水）14：00~15：30

場所：オンライン開催

**委員出席者（委員名簿順）**

田中委員（座長）、藤田委員、篠原委員、江澤委員、井野端委員、三根委員、仙田委員、和田委員、太田委員、長田委員、田辺委員、畑中委員、強矢委員、本木委員、久保依子委員（代理出席：田中様）、熊谷委員、須田委員

※鎌田委員、井上委員、菅原委員、久保正人委員は欠席

**議題**

議題１：本日の趣旨説明・委員の皆様のご紹介

議題２：認知症バリアフリー社会実現のための手引きに関するご報告

議題３：認知症バリアフリー情報交換会に関する報告

議題４：認知症バリアフリー宣言の実施状況に関する報告及び今後の普及に向けた検討

議題５：日本認知症官民協議会　総会のご案内等

**議事概要**

**【議題１：本日の趣旨説明・委員の皆様のご紹介】**

各委員より自己紹介を実施

**【議題２：認知症バリアフリー社会実現のための手引きに関するご報告】**

事務局より報告

**【議題3：認知症バリアフリー社会実現のための手引きに関するご報告】**

事務局より報告

**【議題4：認知症バリアフリー宣言の実施状況に関する報告及び今後の普及に向けた検討】**

* 当協会では各種セミナーを実施しており、認知症に関する取組も様々な資料に掲載している。また、当社でも毎月１回は各種セミナーを開催している。例えば、認知症バリアフリー宣言に関するセミナーのパッケージ等、定型化したものがあると、業界団体・個社でのセミナー等を実施しやすいと考えられる。
* 当協会所属企業のうち、認知症バリアフリー宣言の登録企業は１社のみである。当社も認知症バリアフリー宣言の申請を検討したが、求められる基準が厳しく、登録に至らなかった。例えば、４つの基準のうち、「地域連携」について、具体的に記載すべき内容が分かりにくい。地域によっては連携が難しいこともあり、業界によっては自治体の福祉部門との連携が難しい場合もある。また、「社内制度」について、事務局からは職員の再雇用や継続雇用等の記載に関する提案があったものの、現実的には難しい内容だった。マンションの管理人は、エレベーターの点検や機械式駐車場の点検の立ち合い等の現場対応を一人で行っており、一定程度の危険性が伴う業務である。４つの宣言基準について、業界の特性に応じた弾力的な運営ができると宣言しやすくなると考えられる。
* 認知症バリアフリー宣言の普及にあたっては、経済産業省のイノベーションアライアンスＷＧとの連携が考えられる。認知症バリアフリー宣言の目的は、「認知症の人や家族等にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できる環境を提供する」ことである。一方で、宣言基準を満たしているか判断する過程に、本人や家族といった当事者が関わっていない。本人が、宣言基準を満たしているかを判断する過程に関わっていく必要がある。また、誰が見ても分かるようなロゴの掲示等がなければ、本人が認知症バリアフリー宣言企業の製品・サービス等を選択することが出来ない。本人が安心して利用できる企業であると分かるようにすることが重要である。アンケート調査では、「認知症バリアフリー宣言のメリットが分からなかった」という回答結果もあるが、顧客アクセスの向上に繋がることをメリットに感じてもらえると考えている。
* 安心して利用できる企業や店舗が分かるように、ステッカー等を貼る取組が行われると良い。現状、認知症バリアフリー宣言をしている中小企業は少ない。今後、認知症バリアフリー宣言企業数を拡大していくためには、既に自治体で取り組まれている宣言・認証制度等との連携が考えられる。規模の小さい企業ほど、市町村が最も身近な行政機関である。そのため、市町村の宣言・認証制度と融合していくと、各地域での宣言制度の普及に繋がるのではないか。その際、各自治体の宣言・認証制度の基準と揃える等、弾力的に対応できるようにできると良い。国と地方自治体との連携の推進が、認知症バリアフリー宣言の普及に繋がると考えている。
* 当協会でも認知症バリアフリー宣言の普及を進めていきたい。また、認知症バリアフリー社会実現のための手引きについても広く紹介していきたい。接点のある自治体に対しても、認知症バリアフリー宣言の普及啓発を行っていきたい。
* 認知症バリアフリーに関する取組は、高齢社会への対応という社会的課題の解決に資するものであり、本人や家族が安心して生活できる環境をつくることだけではなく、企業の信頼や価値の向上に繋がる観点においても重要である。企業にも認知症バリアフリーに関する取組の重要性は普及している。一方で、対外的な情報発信や企業の取組の見える化についてはノウハウやアイデアが不足しており、アクションに繋げられていないケースも相応にあるのではないか。そのため、認知症バリアフリー宣言自体の認知度向上による参画企業拡大の余地はある。併せて、認知症バリアフリー宣言の申請支援についても発信することが求められる。例えば、各業界でのセミナーの実施や、各業界団体加盟企業への呼びかけ等が考えられる。当協会の高齢者部会を活用し、所属企業に対する認知症バリアフリー宣言制度や事例紹介等の情報交換・意見交換の場を設けられると良い。業界によって認知症バリアフリーへの取り組みやすさは異なるため、業界ごとの取組事例を知る機会があれば、多くの企業が関心を持ち、当事者意識も生まれるのではないか。加えて、認知症バリアフリー宣言のブランド化も必要である。認知症バリアフリー宣言をすることによって、宣言企業が様々なステークホルダーに取組を発信できるよう、共通したポスター・チラシ等の活用を呼び掛けられると良い。そういったポスター・チラシ等を当事者からいつでも見える場所に設置することにより、見える化を図ることも一案である。様々なチャネルで、高い頻度で地道に情報発信し、ブランド化することが重要だと考えている。
* 認知症バリアフリー宣言企業は、それぞれ想いを持って取り組んでいる。認知症バリアフリー宣言は、機運醸成が目的であることから、企業ごとに具体的な基準に基づく検討を行う形式になっていると認識している。企業の立場としては、社会課題の解決はもちろん、経済的価値を得られることがインセンティブになると考えている。そのため、経済産業省との連携が非常に重要になる。例えば、今年度から健康経営の評価項目に仕事と介護の両立支援が含まれたように、認知症バリアフリー宣言に申請することによるインセンティブを持たせる仕掛けを作らなければならない。インセンティブがなく、ボランティアとして取り組む場合、中身が伴わない。企業がビジネスとして、認知症バリアフリー宣言を取り入れるよう検討しなければならない。ただ、取り組むためにはコストがかかるため、社内で統一した目標やロジックを持つ必要がある。基準や仕掛けをつくっていくことで、大企業だけでなく、中小企業の地域に根差した取組に繋がる。例えば、地域の金融機関やその取引先を巻き込み、地域づくりに関連して経済的なインセンティブを与える等、企業に対するインセンティブを検討することが重要である。なお、本人の意見は非常に重要であり、当事者を中心に据えて検討を進めていく必要がある。
* 認知症の人の「地域に住み続けたい」という思いを叶えるための支援ができる社会が「認知症バリアフリー社会」と認識している。だが、現状では善意に頼っている部分がある。福祉に携わる立場としては、今後、認知症になっても施設に入ることができず、在宅でひとり暮らしをせざるをえない人が圧倒的に多くなると考えている。認知症のない人と認知症のある人がともに生活をする中で、認知症の人に対応できなければ企業活動を継続できなくなる恐れがあるが、企業自身がそういったリスクを理解できていない場合がある。また、認知症の人と接する機会が少ないため、組織で働く人は認知症を他人事として捉えていると感じる。以前、当社で認知症の人が登壇するセミナーを実施したが、認知症の症状は様々であり、例えば、空間認識が難しく、袋詰めが難しい方が、自身で袋詰めをしなければならないスーパーや生協ではなく、コンビニを利用しているといった事例を知り、具体的に気をつけなければならないことのイメージが湧いたようだった。認知症の人と直接対話し、困りごとを聞く機会を設けることや企業の取組事例を紹介する機会を設けていけると良い。
* 企業の中では、まだ認知症の人の暮らしについて十分に理解されていないと感じた。バリアフリーは認知症の人のためだけに実施している取組ではなく、これから認知症になる人たちも安心できるようにするための取組である。認知症の人との接点が少ないとの話があったが、壮年期や就労時に認知症を発症する場合もあるため、認知症になってからも社内で働き続けられる体制に関しても宣言基準に含まれている。いま認知症になっている人達のために取り組んでいることだけでなく、社内で認知症を発症した人が出てきたときにも、ともに考えられる企業であることが真のバリアフリーである。認知症基本法が施行したなかで、広義のバリアフリーを考えながら取組を進められると良い。
* 認知症バリアフリー宣言制度の検討段階では、宣言・認証・表彰制度の３段構成を想定していた。認知症バリアフリー宣言は、敷居を低くし、誰でも宣言しやすくするだけでなく、４つの宣言基準を設けることにより、足りない部分を補完することを検討することも狙いであった。認証制度に関しては、企業のイメージ・生産性・エンゲージメントの向上や人材確保等、企業にとってのメリットに繋げることを目的とすべく議論していた。さらに、企業インセンティブにとどまらず、広くメディアへの発信を行うことや、国民運動に繋げるために大臣による表彰制度を設けることが議論されていた。認知症バリアフリー宣言をしている企業のうち、小売業は毎日何かしらの形で認知症の人と関わりをもっているはずであるにも関わらず、認知症バリアフリー宣言の登録企業は当社のみである。当社も、認知症バリアフリー宣言企業として自社の取組を紹介し普及活動をしている。以前、認知症サポーターキャラバンの特別賞を受賞した際にも宣伝したが、なかなか宣言企業数の拡大に繋がらない。企業が宣言しない理由を深堀し、どうすれば企業が宣言をするのか検討する必要がある。
* 認知症バリアフリー宣言について、責任主体をどこに据え、どのように活動していくのか、今一度整理する必要がある。新しい認知症観を国民と共有していく中で、認知症バリアフリー宣言のハードルを下げて宣言数を増やすのか、一定基準を設けて質を担保するのか、その後のフォローアップを行うか等、検討するポイントがあるのではないか。現状は、ハードルを下げてより多くの企業が宣言する段階だと認識している。また、認知症基本法の施行に伴う認知症施策推進基本計画の策定等、事務局と企業が双方向に情報発信できるチャネルを設けられると良い。さらに、広い意味で、医療の業界も含めて事業者への合理的配慮に関する取組が求められており、本取組はそういった合理的配慮にも繋がる取組であることを伝えていけると良い。いずれにしても、今後の活動方針を整理・検討する必要がある。
* 認知症バリアフリー宣言制度は日本認知症官民協議会が運営している一方、経済産業省イノベーションアライアンスＷＧではオレンジイノベーション・アワードが設けられる等、各省庁が個々に様々な制度が設けており、それぞれの取組の内容がわかりにくい。日本認知症官民協議会として認証や表彰制度を一本化するとわかりやすくなるのではないか。また、経済産業省イノベーションアライアンスWGの取組と連携できるとよい。例えば、オレンジイノベーション・プロジェクトに参画する企業と連携して、認知症バリアフリー宣言を拡大することも一案だ。各会議体において独立して検討が進められているため、検証も不十分になっている可能性がある。認知症基本法施行を契機に、各取組を整理して立て直すのはいかがか。国民運動に繋げるための大臣による表彰制度についても、メディアが関心を持ち、発信してもらう点で有効と考えている、各省庁が一体となって認知症になってからの暮らしがよりよくなるように取り組んでいることが見えるようになると良い。企業によっては、古い認知症観を持っており、認知症に関する取組にはメリットがないと考えていると聞いたことがある。今では新しい認知症観が広まり、認知症に関する取組が企業の信頼感の向上に繋がる時代になっていることが知られるとよい。ともによりよい社会になっているかを検証しながら取組を進めていく必要がある。
* 当社は経済産業省オレンジイノベーション・プロジェクトを通じて、製品づくりにも目を向けるようになった。認知症バリアフリー宣言の登録時は、安心して店舗やサービスを利用できる観点で取り組んでいたが、オレンジイノベーション・プロジェクトは、生産性向上の観点だけではなく、製品・サービスの売上という企業へのメリットが見えやすい取組である。また、経済産業省の取組に参画するなかで、テクノロジーの活用により、誰もが買い物しやすい環境を作りやすくなり、人手がかからなくなる点は、価値創造の観点からも非常にプラスになると認識した。現在は、認知症フレンドリーな店舗運営も一緒に進めることを提案している。認知症を１つのビジネスチャンスとして捉え、経営戦略や戦術の一つとして、厚生労働省と経済産業省の２つの取組を統合することは、国民目線でも分かりやすく、既に取組に参画している企業を巻き込むことが出来ると考えられる。
* 当会では都道府県から依頼を受け、健康経営優良法人に関する勉強会を実施したところ。認知症バリアフリー宣言の普及にあたり、健康経営優良法人認定制度と連携していくと良い。また、企業には65歳以上の雇用者やビジネスケアラー等もいるため、企業にはぜひ認知症のことを知ってほしい。
* 企業は「サービスを提供する立場」として認知症バリアフリー宣言を実施しているが、社員や社員の家族が認知症になったときに「企業自体が主体となる取組」もありうる。認知症バリアフリー宣言は、対外的な宣言と、社内的な宣言の２つの意味合いがあり、サービスに反映することが難しい企業にとっては、自社での取組の方が進めやすい。また、企業への普及にあたっては、認知症等を担当する方ではなく、経営に関わるトップ層が認知症に理解を深めることが重要である。自社の社員や家族のこと、認知症の人が使うサービスがどの程度整備されているのかについて、社内での確認をしていかなければならない。
* 認知症に限らず、政府広報には難しさがあり、認知度が上がりにくいと感じている。インターネット上にも公表しているが、意識的にアクセスしなければ情報を得られないため、常時認識できるようにする必要がある。例えば、認知症バリアフリー宣言のマークを店内に掲示する等の取組を通じて、当たり前のように身近に感じてもらうことが重要だ。もしくは、LINEやネットで情報発信のチャネルを作り、認知症の人や家族から、プッシュ型の情報提供ができるとよい。
* 企業には「子育て」と並んで、「認知症」に対しても取り組んでいかなければならないという意識を持ってもらいたい。各都道府県に必ず宣言企業がいなければならない、といった形式にするのもよいかもしれない。地域に根付いた企業のほうが宣言しやすいかもしれない。現在宣言している業種だけではなく、メディアや郵便局等にも取り組んでほしい。
* 当社にも両親の認知症に関して悩みを抱えている従業員は多く、介護離職の課題も生じている。認知症バリアフリー宣言の普及にあたっては、企業の人事担当者にも話しを聞きながら検討していけると良い。

**【議題５：日本認知症官民協議会　総会のご案内等】**

事務局より案内

以上